

○能登町建設工事総合評価方式試行要領

平成19年12月 1 日告示第55号

改正

平成20年 5 月27日告示第42号

平成31年 2 月28日告示第10号

令和 3 年 1 月29日告示第 3 号

能登町建設工事総合評価方式試行要領

(趣旨)

第 1 条 この告示は、能登町が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る総合評価方式の試行に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この告示において「総合評価方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の規定に基づき、価格・その他の条件が町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(適用範囲)

第 3 条 総合評価方式の試行対象工事は、次の各号のいずれかに該当する工事の中から選定するものとする。

- (1) 企業の技術力等と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事
- (2) その他、町長が必要と認める工事

2 前項の規定により総合評価方式を適用する工事は、能登町指名審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て選定するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第 4 条 町長は総合評価方式の実施において、地方自治法施行令の規定により学識経験者の意見を聴くときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる事項に関し2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき

当該落札者決定基準を定めるにあたり留意すべき事項

- (2) 総合評価方式において落札者を決定しようとするとき（ただし、前号の意見聴取の際に落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに学識経験者の意見を聞く必要があると学識経験者が決定した場合に限る。）

入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格と技術力が町にとって最も有利な者の決定

(技術資料の提出要請)

第5条 町長は総合評価方式による発注を行おうとする場合は、技術力の審査並びに評価に必要な資料（以下「技術資料」という。）について、次の各号の区分に応じた方法により提出を要請するものとする。

(1) (制限付き) 一般競争入札の場合

審査委員会に総合評価方式の適用を報告した上で、入札公告において技術資料の提出を要請するものとする。

(2) 指名競争入札の場合

審査委員会に総合評価方式の適用を報告した上で、指名通知時に技術資料の提出を要請するものとする。

2 前項の要請においては、提出を求める技術資料の内容及び提出期限等の他、以下の各号に関する事項を明示するものとする。

- (1) 当該工事が総合評価方式の試行対象工事であること。
- (2) 総合評価の方法及び落札者の決定基準
- (3) 技術資料に記載された内容についての履行の確保に関すること。
- (4) その他必要と認める事項

3 技術資料の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(落札者決定基準)

第6条 地方自治法施行令に規定する落札者決定基準は、評価の方法、評価基準、落札者の決定方法に関するものとする。

(評価の方法)

第7条 前条に規定する評価の方法は、入札参加者の技術力として基礎点の100点に加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）を以て行うものとする。

技術評価点＝基礎点（100点）＋加算点

評価値＝技術評価点／入札価格

(評価基準)

第8条 第6条に規定する評価基準は次の各号によるものとする。

(1) 評価項目

当該工事の目的、内容により必要となる技術的要件に応じて定める。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定める。

(3) 加算点

評価項目毎の得点の合計を加算点とする。

(落札者決定の方法)

第9条 第6条に規定する落札者の決定方法は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするものとする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、能登町低入札価格調査制度実施要領（平成31年能登町告示第9号）の規定により失格とならない者であること。

(2) 評価値が基礎点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回っていないこと。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札による入札の場合は、電子入札システム上の電子くじにより、また、書面による入札の場合は、契約担当者が指定する日時及び場所において、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

3 前項の書面による入札の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代わって、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(総合評価方式による入札結果の公表等)

第10条 町長は落札者決定後すみやかに技術資料等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

(苦情申し立て等)

第11条 入札参加者で落札者とならなかったものは、落札者の決定を行った日から起算して5日以内に町長に対し、落札者とならなかった理由を書面により申立てることができるものとする。

2 町長は、前項の申し立てがあった場合、申し立ての最終日の翌日から起算して14日以内に書面により回答をするものとする。

(技術提案等の履行の確認等)

第12条 町長は落札者の技術提案等に関する履行状況を確認するものとし、不履行が確認された場合は、再施工の実施、工事成績評定点の減点、契約金額の減額又は違約金の課金等、工事の内容に応じた合理的な措置を行うものとする。

2 前項の措置については、あらかじめ技術資料提出要請書、契約書、特記仕様書等において明記するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、総合評価方式の試行において必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成20年5月27日告示第42号）

この告示は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成31年2月28日告示第10号）

この告示は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（令和3年1月29日告示第3号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。